

令和 8 年度

第 1 回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和8年4月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和8年度第1回千葉市農業委員会総会を千葉市役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	12件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第4号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見について	16件
議案第5号	特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第6号	令和7年度最適化活動の目標の設定等について	

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	8件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	17件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	23件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	16件

<出席委員>（14名）

1番	秋庭重樹	3番	小川友安
4番	長谷部衡平	5番	芳澤和哉
6番	芳澤和哉	8番	槁本泉
9番	佐々木貴史	10番	秋葉重雄
12番	脇田章子	13番	清宮恵理子
14番	小林直樹	15番	市原律子
16番	高橋芳和	17番	齊藤憲次

<欠席委員>（3名）

2番	石井一也	7番	横山清亮
11番	大塚秀行		

<事務局説明員>

事務局長	鈴木規宏	次長	森田悟
次長補佐	高山智裕	農地活用班長	小野澤淑子
農地保全班長	黒川聖治	農地審査班長	佐藤浩司
農地指導班長	田中正直		

議長 (長谷部会長)	開 会 (午前１０時００分) ただいまより、令和８年度第１回千葉市農業委員会総会を開会いたします。 お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。 本日の出席委員は、１７人中１４人で総会は成立しております。 まず、高橋 芳和委員、齊藤 憲次 委員のご両名に、県知事から国有財産管理人の委嘱状が届いていますので、議事に先立ちまして、私より伝達を行います。 それでは、国有財産管理人の委嘱状伝達式を行います。 高橋芳和委員、齊藤憲次委員、前へお進みください。 議長 ————— 委嘱状伝達 ————— 議長 (長谷部会長) それでは、議事に入ります。 はじめに、日程第１「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。 議席番号 ３番 小川 友安 委員 議席番号 ５番 芳澤 和哉 委員 のご両名にお願いいたします。 続きまして、日程第２議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第１班班長、説明をお願いします。
-----------------------	--

事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。 議案書の1ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料1ページから5ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります君津市に在住の方が、義務者であります緑区高田町に在住の方が所有する同区平川町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、「オリーブ」を予定しております。 面接した権利者によりますと、農業研修や君津市のオリーブ農家の方などから指導を受け、農業経験を積んできており、また、トラクターなどの農業機械を導入済みであり、継続した営農ができると考えているとのことです。 次に第2項です。 お手元の資料6ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区東寺山町に在住の方が、義務者であります同区桜木6丁目に在住の方が所有する同区桜木8丁目の農地を、隣接農地の有効活用のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、「レモン」などを予定しております。 議案書の2ページをご覧ください。 次に第3項です。 お手元の資料7ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区誉田町1丁目に在住の方が、義務者であります、若葉区大宮町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権の設定をするものです。 申請地の取得後の作目は、「さつまいも」などを予定しております。
---------------------------	---

事前審査第1班 (小林班長)	次に第4項です。 お手元の資料8ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区中田町に在住の方が、義務者であります、美浜区打瀬1丁目に在住の方が所有する若葉区更科町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。 次に第5項です。 お手元の資料9ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、「水稻」を予定しております。 事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
梶本委員	議案書2ページの第3項について質問いたします。 今回賃借権の設定を行うにあたり、どのぐらいの期間で設定をされているのか教え願いたいと思います。

梶本委員	加えて、農地の賃借は、農地法３条もしくは、農地中間管理事業による賃借になりますが、農地法３条の場合には、契約期間が終わる前に連絡しないと更新されるため、そのまま契約が延長されている例が多いです。 一方で、農地中間管理事業は、３者契約のようになっており、出し手と受け手の間に千葉県園芸協会がいるため、必ず通知が来るし1回契約が切れても再度契約をすることができます。 久方ぶりに３条申請が上がっており、借り手貸し手の双方が農地法３条の申請が良いということであればやむを得ないと思いますが、できれば、農地中間管理事業の方の誘導をしていただきたいと思います。その点について今後どのように行っていくのかお聞きしたいと思います。
事務局	賃借権の設定期間につきましては、５年間を予定しております。 また、中間管理事業の案内につきましては、申請相談の際に行っておりまして、今回はご両人共の了解の上で、農地法３条での賃借の設定を選択されたものになっております。 以上です。
梶本委員	わかりました。 いずれにしても農地中間管理事業は最低５年最長は１０年ですが、この期間が切れたら中間管理機構の場合には、本人に通知が来ますし、新たに契約するか問い合わせがありますから、その方が確実です。相対契約のため、間に中間管理事業を入れた方が、何かあったときには非常にわかりやすい制度だと思いますので、誘導をよろしくお願いします。

清宮委員	3 項について、今までに4,865㎡で耕作をしています、トラクターは所有していないのでしょうか、それと現在経営している場所では何を栽培しているか教えてくださいませんか。
事務局	睦沢町で田んぼをしております。地元の方のコンバイン等をお借りして対応しているものと伺っております。 今回、畑についても、地元の方からトラクター等をお借りして、耕作行っていくとお伺いしております。
清宮委員	経営規模を拡大するのであれば、トラクターは自分で持っていた方がよいと思いますので、お伝えしていただきたいです。
芳澤委員	議案書 3 ページの第 5 項についてお伺いしたいのですが、贈与による所有権移転となっておりますが、贈与になった経緯を教えてくださいなのが1つ目です。 2 つ目は今後のために知りたいのですが、賃借や売買の場合、地域調和要件で、安すぎず高すぎない適正な価格が求められていると認識しておりますが、贈与についてはどのように考えたら良いのか、教えてくださいいただきたいです。
事務局	まず地域調和要件についてですが、賃借の際に高額な契約があった場合、その高額な賃借料が周りに影響してしまうと、地域調和要件に合致しないということになりますが、無償で貸しても問題ありませんので安い場合には地域調和要件を満たさないとはいなりません。 続きまして贈与の経緯ですが、地元のお知り合いであると聞いており

事務局	ますが、具体的にはどのような経緯かまでは把握しておりません。
芳澤委員	経緯については、事務局では特に把握しないということで、高額過ぎる場合だけ、地域調和要件に合致しないと指導が入るという認識でよろしいですか。
事務局	賃借のときの賃料が高額の場合のみ、事情を聞いたり、少し高額ではないかと話をするようにしております。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第8項について許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程をいたします。 事前審査第1班班長説明を願います
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。 議案書の4ページをご覧ください。 第1項です。 第3項まで一体案件ですので、一括してご説明します。 お手元の資料10ページから24ページをご参照ください。

事前審査第1班 (小林班長)	資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書等を添付しております。 本案件は、申請地を特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、京成実籾駅の東に約800メートルに位置する農地です。 農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。 次に第4項です。 お手元の資料25ページから28ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、申請地を貸資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジの南に約500メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、鋼板を設置し、土砂の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の6ページをご覧ください。 次に第5項です。 本案件は第6項と一体案件ですので一括してご説明いたします。 お手元の資料29ページから32ページをご参照ください。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、モノレール小倉台駅の南に約1.5キロメートルに位置する農地です。
---------------------------	--

事前審査第1班 (小林班長)	農地区分は、農業公共投資の入ってない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の7ページをご覧ください。 次に第7項です。 お手元の資料33ページから38ページをご参照ください。 本案件は、申請地を台貫置場、駐車場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉県立泉高等学校の北東に約900メートルに位置する農地です。 農地区分は、農業公共投資の入ってない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、鉄板フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第8項です。 第9項と一体案件ですので、一括してご説明します。 お手元の資料39ページから42ページをご参照ください。 本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉市立越智小学校の南西に約900メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。
---------------------------	--

事前審査第1班 (小林班長)	議案書の8ページをご覧ください。 次に第10項です。 第11項と一体案件ですので、一括してご説明します。 お手元の資料43ページをご参照ください。 本案件は、申請地を資材置場、駐車場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、モノレールみつわ台駅の北東に約1.6キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第12項です。 お手元の資料44ページをご参照ください。 本案件は、申請地を特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、モノレール千城台駅の南西に約800メートルに位置する農地です。 農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除対策については、ブロックを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、汚水は浄化槽、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。 事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
---------------------------	---

議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。
梶本委員	議案書7ページについてです。 最初に第7項について質問させていただきます。 資料の35ページをご覧ください。 第7項は台貫置場等、駐車場用地となっております。台貫というのは通常重さを測るものですが、資料の35ページを見ますと、入り口付近に台貫置場があつて、大型の車をとめるトラック駐車場があります。 どこに荷物を置くのかよくわからないですが、個人や業者の方がここへ持ってきて、売買され置いておくのが普通と思われそうですが、今回はその置き場が別のところにあると思われします。権利者は既存施設に隣接し、利便性の高いところ台貫置場と駐車場と記載されているため、別のところにあるのでしょうか。 それから、四街道市や成田空港の近くにもヤードがあり、県の許可を得たうえで、またヤード条例の適用を受けているのか調査を行っているようですが、ヤードにならないように、何か定期的に調査をしているのか教えていただきたいです。 また、先ほど申し上げたように、台貫は重さをはかるものですから、お金のやりとりも当然あると思いますが、県のヤード条例に引っかかる可能性もあるところではあると思いますので、どのようにチェックをしているのか教えていただきたいです。農業委員会で行うのか、それとも廃棄物を取り扱う別部署があるのか教えてください。

事務局	まず台貫置き場についてご説明させていただきます。 こちらの申請は、近隣にある他の事業者からお借りして、計量してたものを、自前で用意するものです。 資料３５ページの地図の上側にある区画が、権利者の再生資源物の置き場になっておりまして、その近隣で駐車場と台貫置き場を設置するという申請になっております。 当案件については、本市の再生資源物屋外保管に関する条例に基づいて、産業廃棄物指導課にて現在手続きをしており、担当部署と情報を共有していきます。 以上になります。
梶本委員	よろしくお願いします。 特に置き場として使用されている農地は、チェックしていただいて、何かあれば早めに手を打たないと問題になると考えております。 指導の方よろしくお願いいたします。 次にですね、議案書７ページ第８項について質問します。 太陽光発電用地について、今回、発電出力が２７１．４４ヘクタールということで、千葉市の中で大きいほうではないかと思いますが、過去に千葉市内で進出したことがあるか後ほど教えてください。 次にもう１点太陽光の関係で質問いたします。第５項ですが、出力が４４．５５キロワットということで５０キロ以下ですから、５０キロ以下の場合で、認定を受けている場合は、発電容量の３０％以上を自家消費するということが、最近義務づけられていると思います。その３０％以上、自家消費しているかどうかは、環境部門でチェックするのでしょうか。それとも、農業委員会でチェックするのか、教えてください。

事務局	当該案件につきましては、FIT制度の認定は受けていません。FITの認定に係る条件については、国でやっておりますので、農業委員会において認定の要件などは確認はしておりません。 FIT認定された場合は、認定証等の資料を提出いただき確認しております。
梶本委員	インターネットで調べたところ、10キロ以上50キロ未満の小規模事業用太陽光発電が地域活用要件の対象であると記載がありましたが、FITに該当するかについては記載されておりました。今回はFITに該当するものと私は解釈しておりましたが、いかがですか。
事務局	FIT認定に地域活用要件が必要となると思われますが、農業委員会では把握しておりません。
梶本委員	はい、わかりました。農地で太陽光発電を行うのであれば、利益は設置した側に全部行くよりは、地域で停電時や大地震が起こった際に活用できること良いのではないのでしょうか。よろしくお願いします。
清宮委員	第7項ですが、資料の33ページで、申請地の左側はほとんどヤードとなっています。審査基準的には反対はできないですが、右に行くとイチゴ農園があり、その前を大型トラックが通りますし、私たちでは通行を止められませんのでとても心配です。止めるためにはどうしたらいいか考えていただきたいです。私たちが排出している産廃なので、処理場はなくてはならないと思っておりますが、どこかで区切りをしないと楽しくて素敵なところに近づいてきてしまうため、何とかしたいと思って

清宮委員	います。どこかで提案などしてもらえるとありがたいなと思います。 第1、2、3項ですが、これは共同の事業でしょうか。 融資関係で、記載されている会社とは違う名前が出てきますが、融資証明書を見ると、共同事業者と記載しておりますので、共同で行うということでしょうか。
事務局	本案件は、開発行為では共同の事業として申請されておりますが、農地法の関係は、所有者、義務者の方が別々になりますので、別に申請を受けています。 ただ、事業的に開発行為が一体で行われますので、今回一体案件として扱っております。
清宮委員	資料の23ページの2,000万円を融資するという会社はどんな会社なんでしょうか。
事務局	不動産会社と確認しております。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号について、許可と決定いたします。

議長 (長谷部会長)	次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第 1 班班長、説明をお願いします。
事前審査第 1 班 (小林班長)	ご説明いたします。 議案書の 10 ページをご覧ください。 第 1 項です。 資料は 45 ページから 47 ページの位置図・公図・土地利用計画図を併せてご覧ください。 本件は、権利者である君津市東坂田四丁目に所在を置く、建築業を営む法人が、緑区平川町在住の個人が所有する、同区同町の畑 3 筆の各一部において、隣接地で行われる、特別養護老人ホーム建設に伴う、工事用仮設事務所及び工事車輛用駐車場の用に供するため、一時転用許可を取得するものです。なお、当該、特別養護老人ホームの建設については、令和 8 年 2 月 3 日付、農地法 5 条の規定により許可済です。 転用事業の概要としては、鉄骨造 1 階建ての仮設事務所 1 棟、鉄骨造 2 階建ての仮設事務所 1 棟、自動車 12 台分の駐車場を配置するものです。転用のための造成は行わず、使用する部分に鉄板を敷きます。 排水については、雨水は自然浸透で処理します。なお、隣接農地は、義務者が所有しており、また、周辺土地との高低差はなく今回の転用に係る、周辺農地への土砂の流出は想定されず、申請地はメッシュ状の仮囲いで囲います。 一時転用期間は、令和 8 年 4 月 15 日から令和 9 年 6 月 30 日です。 事前審査第 1 班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第 3 号を、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上です。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第 1 班班長からの説明について、質問、意見等あり

議長 (長谷部会長)	ましたら、挙手をもってお願いします。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号については承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 (小林班長)	ご説明いたします。 議案書の11ページをご覧ください。 本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。意見聴取後、県から権限移譲を受けた市が農用地利用集積等促進計画を認可し、貸借が成立します。 第1項は、緑区大椎町在住の農家の方が、緑区板倉町在住の方が所有する同区同町及び小山町の田4筆、合計面積5,379㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、「水稻」です。 第2項は、緑区あすみが丘在住の農家の方が、緑区大椎町在住の方が所有する同区同町の田2筆、合計面積1,611㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、「水稻」です。 次に12ページをご覧ください。 第3項は、千葉県富里市に所在のある農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方が所有する同区同町の畑5筆、合計面積8,387㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、「コマツナ」です。 第4項は、若葉区大宮台在住の農家の方が、稲毛区黒砂台在住の方が所有する若葉区大宮町の畑3筆、合計面積1,096㎡に使用賃借権を再設

事前審査第1班 (小林班長)	定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、「ニンジン」です。 次に13ページをご覧ください。 第5項は、若葉区中田町に所在のある農地所有適格法人が、若葉区上泉町在住の方が所有する同区同町の畑2筆、合計面積3,500㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、「飼料作物」です。 第6項から14ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。 若葉区上泉町在住の農家の方が、同区同町在住の方、他1名が所有する同区同町の畑3筆、合計面積8,633㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「ニンジン」です。 第8項は、若葉区御成台に所在のある農地所有適格法人が、若葉区桜木在住の方が所有する若葉区下泉町の畑4筆、合計面積6,070㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、「ニンジン」、「ダイコン」、「ブロッコリー」、「トウモロコシ」です。 次に15ページをご覧ください。 第9項は、緑区東山科町在住の農家の方が、若葉区中田町在住の方が所有する同区同町の畑1筆、面積891㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、「サツマイモ」、「ニンジン」です。 第10項は、千葉県佐倉市在住の農家の方が、同市在住の方が所有する若葉区谷当町の田2筆、合計面積4,756㎡に使用賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、「レンコン」です。 次に16ページをご覧ください。 第11項は、緑区大椎町在住の農家の方が、緑区高津戸町在住の方が所有する緑区上大和田町及び下大和田町の畑2筆、合計面積5,269㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ニンジン」、「ハウレンソウ」、「ショウガ」です。 第12項は、緑区あすみが丘に所在のある農地所有適格法人が、同区同町在住の方が所有する緑区下大和田町の田1筆、面積1,184㎡に賃借権を新たにするもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、「水稻」です。 次に17ページをご覧ください。
---------------------------	---

事前審査第1班 (小林班長)	第13項から第14項は、権利者が同一のため一括して説明します。 千葉県富里市に所在のある農地所有適格法人が、緑区高田町在住の方、他1名が所有する同区同町の畑3筆、合計面積4,010㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、「コマツナ」です。 次に18ページをご覧ください。 第15項から第16項は、権利者が同一のため一括して説明します。 緑区大木戸町在住の農家の方が、緑区平川町在住の方、他1名が所有する同区同町の畑2筆、合計面積5,071㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、「ニンジン」、「キャベツ」、「ダイコン」、「ゴボウ」です。 事前審査第1班といたしましては、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。
橋本委員	11ページの第1項ですが、地域計画を策定しました地区の中にあり、担い手を決めてます。 地元の方が知らない借り手が耕作をすると、地域計画の集約化にはならないと思います。 このようにならないように、どのように対応しているのか教えてください。
事務局	農業委員会として地域計画の協議で携わっています。 地域計画を作るためには、将来の担い手を中心に、農地を集約するところが大変になってきます。 その情報を関係者につなげて、できるだけ集約できるよう検討していきたいと考えております。

議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号について「意見なし」と決定いたします。
事前審査第1班 (小林班長)	次に、議案第5号「特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明願います。 説明いたします。 議案書の20ページをご覧ください。 第1項は、稲毛区小中台町に在住の方が所有している同町の畑1筆、合計面積975㎡について、買取り申出者の夫が農業の主たる従事者であったことを、令和8年3月26日の現地調査により、竹下推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるもので、営農の継続が難しい旨の診断書も提出されております。 事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。 説明は以上です。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。 質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 賛成全員（賛成多数）でございますので、議案第５号は、承認と決定いたします。 次に、議案６号「令和８年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	ご説明いたします。 議案書２１ページをご覧ください。 「議案第６号 最適化活動の目標の設定等について」についてですが、農業委員会における令和８年度の目標及びその達成に向けた活動計画を定めようとするものです。なお、令和７年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、５月の総会でお諮りさせていただく予定です。 では、議案書の２１ページからお願いします。 「令和８年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。 ローマ数字１の「農業委員会の状況」の、「１の農業委員会の現在の体制」及び「２の農家・農地等の概要」については、令和８年４月１日現在の情報を記載しております。 次に、２２ページをお願いします。ローマ数字２の「最適化活動の目標」です。 「１の最適化活動の成果目標」ですが、（１）農地の集積の①現状及び課題で、管内の農地面積は 3,570ha、これまでの集積面積は 708ha、集積率は 19.8%となっています。 また、「課題」は、農地の分散、点在化が集約化を阻害していることです。 ②目標では、農地の集積の目標年度を令和 14 年度とし、集積率を 60%としました。今年度の新規集積面積を 205ha、今年度末の集積面積を 913ha とし、農地面積が 3,570ha であることから、今年度末の集積率

事務局	は 25.6%としました。 「(2) 遊休農地の解消の①現状及び課題」で、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況ですが、1号遊休農地面積は11.3ha、うち緑区分の遊休農地面積は11.3haとなっています。うち黄区分の遊休農地面積はありませんでした。 ②目標では、令和3年度の利用状況調査に基づき、「ア既存遊休農地の解消」、「a 緑区分の遊休農地の解消」は、目標面積を9haとしました。 「b 黄区分の遊休農地の解消」は、設定致しません。「イ新規発生遊休農地の解消」は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を10.7haとしました。 次に、23ページをお願いします。「(3) 新規参入の促進」です。「①現状及び課題」のうち上段の現状については、記載のとおりです。その下の課題は「新規参入者が効率的な農業経営をするために必要な一定規模以上の集団化した農地の確保が困難」としています。「②目標」のうち上段の「権利移動面積」については、記載のとおりです。その下の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」は、12.0ha（*昨年度比+2.1ha）です。 次に、「2 最適化活動の活動目標」についてです。 「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、1人当たりの活動日数を1月当たり6日とし、最適化活動を行う農業委員の人数を14人、農地利用最適化推進委員の人数を23人とします。 「(2) 活動強化月間の設定目標」ですが、活動強化月間を3回設定します。8月に取組項目②遊休農地の解消で、強化月間の内容が利用状況調査以外の農地パトロール強化月間、11月と2月に取組項目③新規参入の促進で、強化月間の内容が農地の掘り起こし（新規就農者・新規参入法人向け）強化月間として活動します。 「(3) 新規参入相談会への参加目標」ですが、新規参入相談会への参加回数を1回とし、11月に開催予定の千葉県農林水産就業相談会に1人参加することとします。なお、この相談会には例年農業経営支援課の担い手育成班の職員が参加しています。相談会の内容については、記載のとおりです。 以上、活動計画は、この総会で決定いただいたのち、千葉県を通じ、関東農政局に報告し、市のホームページで公表することとなっています。
-----	--

事務局	す。 説明は以上です。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
橋本委員	農地利用最適化推進委員の方が、これから利用状況調査に入りますが、アクタバの活用をかなりされております。 先ほど聞いてる中で、遊休農地や耕作放棄地は、存在しないように思えますが、本当はないのか、少し疑問に思っております。 アクタバで見るだけではなく、現地を確認することを要望します。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 議案第５号については、原案どおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第６号は、原案どおり決定といたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第１号から第５号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件についてご説明させていただきます。 議案書２４ページをご覧ください。 農地法第３条の３の規定による届け出については、相続等により、農地の権利を取得したもののでも届け出があったもので、２５ページまで８件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全件受理通知書を送付いたしました。

事務局	続きまして議案書 26 ページをご覧ください。 報告第 2 号になります。 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届け出については、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届け出があったもので、28 ページまでに 17 件ございました。 内容につきましては、記載の通りでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので全件受理通知書を交付いたしております。 続きまして、議案書 29 ページをご覧ください。 報告第 3 号になります。 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届け出については、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届け出があり、議案書 32 ページまで 23 件ございました。 内容につきましては、記載の通りとなっております。 添付書類も含め完備しておりましたので、全件通知書をお送りいたしております。 続きまして、議案書 33 ページをご覧ください。 報告第 4 号になります。 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について、農業委員会に通知するもので、2 件ございました。 添付書類も含め、完備しておりましたので通知を受理いたしております。 議案書 34 ページをご覧ください。 報告第 5 号になります。 地区変更登記に係る照会に対する回答については、16 件ございました。 申請地の状況について、農地であるか、不農地であるか法務局から紹介があったので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては記載の通りであり、法務局に回答済みでございます。 報告案件については以上になります。
-----	---

議長 (長谷部会長)	ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
梶本委員	議案書24ページ、報告第1号についてです。 相続した場合に、自分が相続するか、誰かにお願いするかあつ旋の希望有無の記載がありますが、全体で約1町歩、10,178㎡の大きさで、田と畑がうまく混在しているため、農地銀行に誘導していただいて、本人様とお話して、登録してもらうのが良いのではと考えます。 また、こちらは第一種農地または農用地でしょうか。わかれば教えていただきたい。
事務局	あつ旋等で希望がある場合につきましては、農地銀行の登録をご案内させていただいております。農用地または第一種農地であるかに関しましては、現在把握しておりません。
梶本委員	良い農地がある場合は、農地銀行に登録していただいて、新規就農で規模拡大したい方にご紹介した方が良いと思いますので、誘導をよろしくお願いいたします。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。 以上をもちまして、令和8年度第1回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。 閉 会 (午前11時20分)